

事例 8

G F P 訪問診断を利用し輸出に取り組む生産者等

【G F P 訪問診断を利用した生産者等の輸出を希望する国・地域及び品目】

GFP オンライン訪問診断（一部現地での訪問診断）では、下表のとおり 31 件の支援を実施した。

	輸出を希望する国・地域	輸出を希望する品目等
1	未定	エダマメ、ホウレンソウ
2	アイスランド	イチゴ苗
3	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、E U、米国	コマツナ
4	香港、台湾、韓国、ベトナム、シンガポール	トマト生果実
5	未定	キクラゲ
6	台湾、ベトナム、タイ、シンガポール	ニンニク
7	香港	サツマイモ
8	香港、シンガポール、タイ、台湾、インドネシア	ホウレンソウ
9	台湾、香港、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール、米国	干し柿
10	香港	イチゴ生果実
11	未定	コメ
12	台湾、香港、米国、中国、韓国、ベトナム、タイ、シンガポール	自然薯
13	未定	スギ、ヒノキ材
14	香港、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア	イチゴ生果実
15	未定	トマト加工品
16	シンガポール	温州ミカン生果実
17	中国、香港、台湾、米国	コメ・コメ加工品
18	シンガポール、マレーシア、中東	いちごおり（凍結イチゴ加工品）
19	シンガポール等	メロン生果実
20	台湾	玄米、コメ加工品
21	米国、中国、E U	お茶
22	香港、タイ、シンガポール	シイタケ加工品
23	中東、台湾	スイカ、オクラ
24	台湾	コメ、コメ加工品
25	タイ、マレーシア	サツマイモ、キンカン生果実
26	ベトナム、タイ、マレーシア	サツマイモ
27	未定	乾燥シイタケ、冷凍シイタケ
28	米国、台湾、ベトナム、中東、E U	お茶
29	未定	温州ミカン生果実
30	米国、中国、E U	干柿（あんぽ柿）
31	台湾、オーストラリア、米国、アラブ首長国連邦	リンゴ、ブドウ生果実

【輸出に当たって相談者が抱える課題等】

相談者の多くは輸出の経験がない。訪問診断を利用した目的は、相手国の選定・バイヤーとのコンタクトの方法といった販路に関する課題、輸送時の荷痛み防止方法・鮮度維持の方法といった流通に関する課題、受けられる補助事業やその内容、具体的な輸出の手続き等多岐にわたっている。

相談者が抱える植物検疫関係や残留農薬関係等での主な課題等は次のとおり。

（１）植物検疫関係

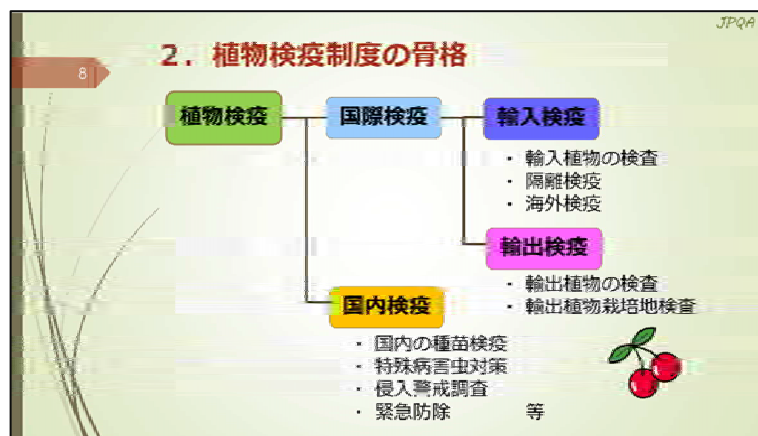
- ・ 輸出の経験が無く、検疫条件等が分からない。
- ・ 輸出希望品目がどの国なら輸出できるのか知りたい。
- ・ 僅かに輸出しているが、輸出を増やしたいので輸出できる国を知りたい。
- ・ 生鮮で輸出できないなら冷凍で輸出したい。
- ・ 輸出までの検疫手続きを知りたい。
- ・ 輸出先国の検疫条件をクリアするのが大変である。

（２）残留農薬関係

- ・ 輸出先国の残留農薬基準を知りたい。
- ・ 冷凍果物やピューレも残留農薬検査の対象になるのか。
- ・ 輸出先国の残留農薬基準に沿って病虫害防除している圃場があるが栽培管理が大変である。

【支援等の内容】

いずれの相談も GFP 事務局から、植物類の輸出にかかるオンライン訪問診断（一部現地訪問）を実施するとして、課題解決支援事業事務局に専門家の参加依頼があったもので、関係団体が相談者の抱える課題等について説明する形式で実施されたものである。



（オンライン訪問診断の資料・植物検疫制度の骨格）

オンライン訪問診断では、GFP 事務局が司会進行し、初めに農政局担当者から相談者に対してヒヤリングが行われ、その後、参加している団体（都道府県、JETRO、課題解決支援事業専門家等）から相談者の抱える課題等に対する説明が行われた。

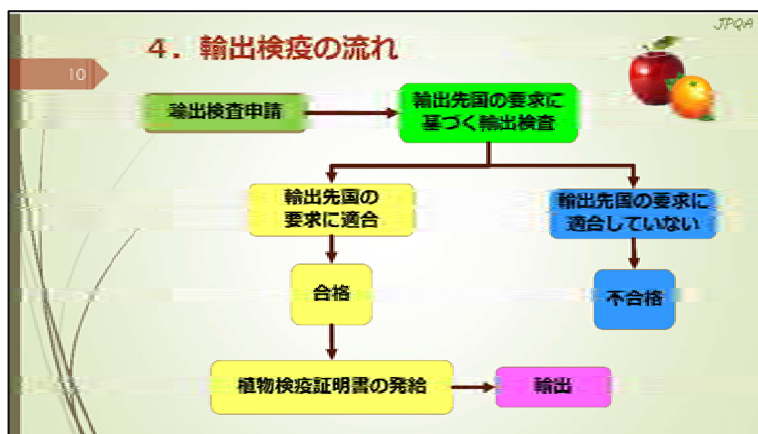
課題解決支援事業の専門家は、事前に配布された「輸出チェックレポート」に基づき相談者の課題に適合したプレゼン用資料「輸出植物検疫の概要」を用意し、Web 画面で投写して、植物検疫の概要や残留農薬の課題等について限ら

主な説明内容は、次のとおり。

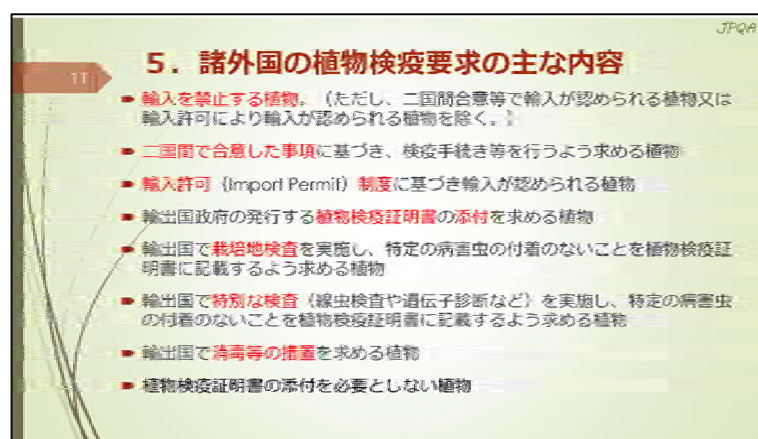
- ① 植物検疫とは
- ② 植物検疫制度の骨格
- ③ 輸出検疫に係る植物防疫法の条文
- ④ 輸出検疫の流れ
- ⑤ 諸外国の植物検疫要求の主な内容
- ⑥ 植物検疫条件
- ⑦ 輸出植物検査の実際の流れ
- ⑧ 農産物を輸出する場合の植物検疫以外の課題等
- ⑨ 残留農薬関係
- ⑩ 輸出に当たって確認・実施すべき事項
- ⑪ (参考) 輸出実績(貿易統計など)

多くの相談者は、農産物の販路拡大を模索する目的の一つとして輸出を目指し、GFP オンライン訪問診断を受けている。専門家からの植物検疫条件や手続き、残留農薬基準値などに関する説明、参加団体からの説明などを参考に今後の輸出対応などを検討す

その中で一部の相談者は、GFP オンライン訪問診断前に輸出先を決定し、現地バイヤーと商談中として、オンライン訪問診断では輸出に係る必要な手続きや輸出の注意点などを確認する目的で訪問診断を受けたとした者もあった。こ



(オンライン訪問診断の資料・輸出検疫の流れ)



(オンライン訪問診断の資料・検疫要求の主な内容)

[illegible]

(オンライン訪問診断の資料・検疫条件早見表)

これらの相談者には、輸出植物検査を受検するための具体的な手続きなどを説明し、その後無事に輸出が行われた。相談者は、今後も定期的な輸出を計画しているとのことである。

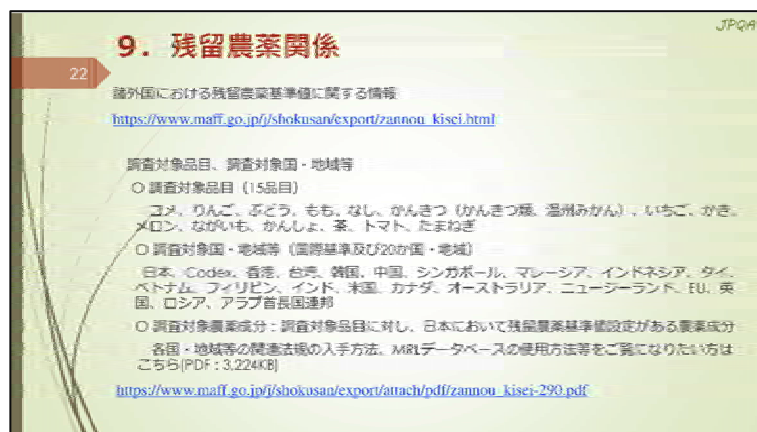
【所 感】

農林水産省では日本の農林水産物・食品輸出プロジェクトとして「GFP（Global Farmers / Fisherman / Foresters / Food manufacturers Project）」を推進し、輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等（会員数約 8,900 名）へのサポートが行われており、課題解決支援事業においても、GFP 事務局からの要請により関係者に支援を行っている。

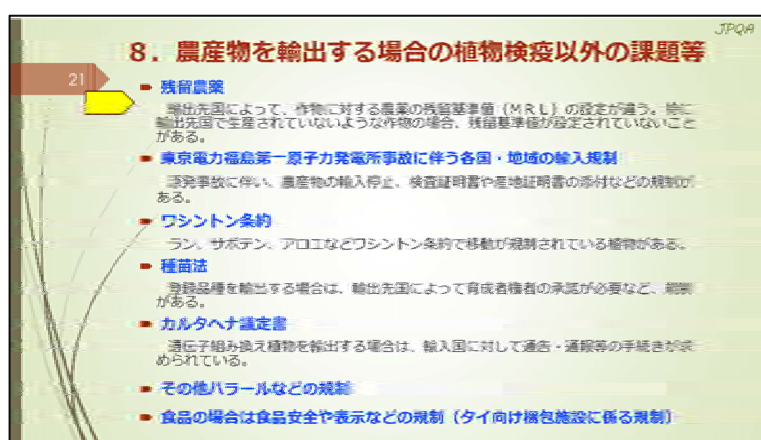
これまで、GFP を通じて支援した会員で順調に輸出をされている生産者、事業者も多くある。

訪問診断を受けられる GFP 会員には、輸出したい品目は決まっていますが、輸出先が未定の方、確定している方と様々なケースがある。課題解決支援事業では、①植物検査の目的やその必要性への理解、②輸出を希望する国（地域）別の品目ごとの検査条件、③残留農薬基準値に適合できる生産体系の構築により輸出先国の基準に適合した農産物の生産の必要性、④輸出に当たって確認すべき事項などについて丁寧に説明している。

課題解決支援事業では引き続き GFP 訪問診断に協力し、農産物の輸出拡大に向けて輸出先国の植物検査条件や残留農薬規制などに適合できるよう支援を行っていくこととしている。



（オンライン訪問診断の資料・残留農薬関係）



（オンライン訪問診断の資料・植物検査以外の課題）